



前回のコラム No.013 では自筆証書遺言の記載例をご紹介いたしました。今回は遺言書の種類をご紹介したいと思います。遺言書の方式には「普通方式」と「特別方式」の二種類があります。「特別方式」とは普通方式による遺言が困難な場合において特別に認められた略式の方法（危急時遺言・隔絶地遺言）であるため、遺言者が普通方式での遺言を作成できるようになったときから 6 ヶ月間生存していた場合は無効となります。

従いまして、ここでは一般的に遺言書といった場合に作成される「普通方式」による遺言書の種類及びその長所・短所等について比較することにします。

「普通方式」による遺言書は「**自筆証書遺言**」「**公正証書遺言**」「**秘密証書遺言**」の 3 種類があります。その特徴、長所・短所は下記の表のようになっています。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
特徴	遺言者自身が作成でき、手続きが最も簡単	公証人が筆記し、原本は公証人役場で保管	内容を誰にも知られることなく作成することができる
要件	遺言者がその全文・日付・署名を自書し、押印して作成することにより成立する	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人へ遺言の内容を伝え、公証人がその内容を筆記する</li> <li>これを遺言者と証人二人※に読み聞かせ、内容の確認を行い遺言者と証人が署名押印する</li> <li>最後に公証人が署名・押印することによって成立する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者が遺言書を作成し、自書押印して封筒に入れる</li> <li>封筒に遺言書へ押印したのと同じの印で封印する</li> <li>これを証人二人※を連れて公証人役場へ行き、公証人に提出し自分の遺言である旨を伝え、公証人が遺言者の申述と日付を封筒に記載する</li> <li>遺言者・証人・公証人が封筒に署名・押印することにより成立する</li> </ul>
長所	もっとも簡単に作成でき、費用も不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>検認手続きが不要</li> <li>偽造・変造・紛失の恐れがない</li> <li>公証人が筆記するため方式を欠くことにより無効となる可能性が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書の内容を(公証人や証人にも)秘密にすることができる</li> <li>ワープロによる作成や、代筆での作成も可能</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽造・変造を防ぐことが難しい</li> <li>紛失の恐れがある</li> <li>裁判所での検認が必要</li> <li>方式を欠くことにより無効となる恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかかる(遺産の額、遺言書の内容により決まる)</li> <li>証人二人が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかかる(定額11,000円)</li> <li>証人二人が必要</li> <li>公証人役場では保管してもらえない</li> <li>紛失の恐れがある</li> </ul>

※ 未成年者、推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族、公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇人は証人となることはできません

【**自筆証書遺言**】は、自ら作成でき、手軽で費用もほとんどかからない反面、その**方式を欠く場合には無効**となります。また、遺言書はいつでも取り消し・変更ができます。遺言書が複数発見された場合にはもっとも日付が新しいものが有効となるため、日付等の要件は重要です。さらに、自筆証書遺言は裁判所での検認が必要になります。**公正証書遺言を作成する前の整理**として、若しくは**万が一に備えてとりあえず作成しておく場合**などに向いていると言えます。

【**公正証書遺言**】は費用がかかる反面、公証人が筆記してくれるため、方式を欠くことにより**無効となる心配がなく**、原本を公証役場で保管するため**紛失・変造等の心配がありません**。また、全国どこの公証人役場でも遺言書の存否を検索してもらうことができます(保存期間 20 年)。ただし、相続人等以外で証人二人が必要になりますが、公証役場で紹介してもらうこともできます。遺言の内容について**税理士・弁護士・司法書士・行政書士等の専門家に相談している場合にはこれらの人に証人になってもらうことが良い**でしょう。

なお、秘密証書遺言は実務的にはほとんど利用されていないようです。

特に**相続税の課税が見込まれる場合、納税資金・節税対策も含めて税理士にも相談**することをお勧めします。